

教育委員会定例会日程

令和 7 年 (2025 年) 1 月 29 日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 報告事項

(1) 市議会 12 月定例会の概要について【資料配布のみ】(資料 1 教育部・文化部)

5 議事

日程第 1

議案第 1 号 小田原市新しい学校づくり施設整備指針について (諮問)

(教育総務課)

日程第 2

議案第 2 号

市議会定例会提出議案 (令和 7 年度小田原市一般会計予算) に同意することについて【非公開】 (教育部・文化部・青少年課)

日程第 3

議案第 3 号

市議会定例会提出議案 (小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例) に同意することについて【非公開】 (生涯学習課)

日程第 4

議案第 4 号

教育財産の取得の申出について (追認) (学校給食センター) 【非公開】

(保健給食課)

日程第 5

議案第 5 号

市議会定例会提出議案 (小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例) に同意することについて【非公開】 (保健給食課)

6 報告事項

(2) 下中幼稚園及び前羽幼稚園の廃止について【非公開】(資料 2 教育総務課)

7 閉 会

令和6年12月定例会日程

第 1日目	11月29日	金	・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明 (一般質問通告 締切 午後5時)
第 2日目	11月30日	(土)	(休会)
第 3日目	12月 1日	(日)	(休会)
第 4日目	12月 2日	月	(議案関連質疑通告 締切 正午)
第 5日目	12月 3日	火	(休会)
第 6日目	12月 4日	水	・質疑、各常任委員会付託、陳情等付託
第 7日目	12月 5日	木	(休会) 総務常任委員会
第 8日目	12月 6日	金	(休会) 厚生文教常任委員会
第 9日目	12月 7日	(土)	(休会)
第10日目	12月 8日	(日)	(休会)
第11日目	12月 9日	月	(休会) 建設経済常任委員会
第12日目	12月10日	火	(休会)
第13日目	12月11日	水	(休会)
第14日目	12月12日	木	(休会) (委員長報告書検討日)
第15日目	12月13日	金	・各常任委員長審査結果報告・質疑・討論・採決 ・陳情等審査結果報告・質疑・討論・採決 ・一般質問
第16日目	12月14日	(土)	(休会)
第17日目	12月15日	(日)	(休会)
第18日目	12月16日	月	・一般質問
第19日目	12月17日	火	・一般質問
第20日目	12月18日	水	・一般質問
第21日目	12月19日	木	・一般質問

質問順 1 18番 武松 忠

- 1 小田原城天守閣の眺望について
- (2) 御用米曲輪について
- 3 小学校体育館のトイレ洋式化の推進について
- (1) 整備状況について
- (2) 早期の整備について

質問順 2 1番 小谷英次郎

- 3 文部科学省が進めるG I G Aスクール構想について
- (1) 成果と課題について
- (2) ネットワーク改善について
- (3) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実について
- (4) 校務DXについて

質問順 3 15番 宮原元紀

- 2 市内プール施設の今後について
- (1) これまでの経緯について
- (2) 今後について
- 3 学校現場の業務における要望や苦情の対応について
- (1) 現状について
- (2) 今後について
- 4 市政情報の提供や公開について
- (2) 事業の透明性確保について

質問順 6 6番 葉畑寿一朗

- 1 小田原の教育の充実について
- (1) 今後の中学校の部活動の在り方と教職員の働き方改革について
- (2) 教員のなり手不足について
- 2 加藤市政について
- (1) 選挙で市民に約束した政策ビジョンの進行状況について
- (2) 給食費の段階的無償化について

質問順 8 24番 大川晋作

- 1 小田原市におけるハラスメントについて
- (2) 小田原市の教育行政におけるハラスメントについて
- 3 小田原市の教育行政におけるこれから部活動の在り方について
- (1) 現在の状況とこれからについて

質問順 9 10番 荒井信一

- 1 学校施設の地域における役割と機能について
- (1) 学校図書館について

(2) 郷土資料室について

質問順 10 8番 鈴木和宏

2 これからのまちづくりについて

(1) 人口流失を防ぐ魅力あるまちづくりについて

エ 教育と子育てについて

質問順 11 5番 清水隆男

3 外国につながりのある児童・生徒への支援について

(1) 本市の外国につながりのある児童・生徒の状況について

(2) 日本語指導の状況について

質問順 12 7番 角田真美

1 旧小田原箱根商工会議所に隣接する J T跡地について

(1) 土地の現状について

質問順 13 19番 金崎 達

3 災害関連死ゼロを目指した避難所運営の在り方について

(4) 災害関連死ゼロを目指す備えについて

質問順 14 2番 城戸佐和子

4 エディブル・スクールヤードについて

(2) 給食調理等で使用する食材等の品質について

5 小田原市における学校教育のデジタル化について

(1) デジタル化の課題について

(2) I C T教育に対する考え方について

質問順 17 17番 池田彩乃

1 障がいのある人への合理的配慮の提供について

(2) 学校現場における「合理的配慮」の取組について

質問順 20 21番 北森明日香

1 登下校時の児童生徒に対する犯罪と安全対策について

(1) 子どもの位置情報確認について

(2) 保護者との情報共有について

(3) 警察その他関係機関との情報共有について

質問順 21 12番 鈴木敦子

1 地域コミュニティにおける諸課題について

(5) コミュニティ・スクールについて

質問順 22 22番 岩田泰明

3 市職員の労働環境について

(2) 市立小中学校における業務量と教職員配置について

4 加藤憲一市長の考える「主権者教育」について

(1) 「主権者教育の充実～税の使い方から民主主義を学ぶ『子ども議会』の創設、「予算確保」について

※一般質問(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
武松忠議員	小学校体育館のトイレ洋式化の推進について	教育長	小学校体育館のトイレ洋式化の整備状況について伺う。	小学校全25校で、男女ともに最低1基は洋式化しており、体育館のトイレにある大便器全体に対する洋式化の割合は、53.8パーセントである。このうち、大窪小、富水小、町田小は、複数洋式化されており、いずれも比較的近年に体育館を改築した学校である。
		教育長	早期に、洋式化を進めることや、個室に手すりを設置すること等が必要と考えるが、今後の整備の見通しについて伺う。	学校施設の整備は、安全対策や教育環境の改善等の観点から、優先順位をつけて実施することとしており、このうち、トイレ改修については、校舎トイレの改修を主体に進めているところである。現在策定中の「新しい学校づくり施設整備指針」においても、避難所機能や学校施設の地域利用の充実の観点から、体育館トイレの機能水準等について検討しているところである。「新しい学校づくり」に基づく学校施設の改築・長寿命化改修が早期に実現できるよう取り組んでいくが、既存の体育館のトイレ改修等についても、全体の優先順位も踏まえて検討していく。
小谷英次郎議員	文部科学省が進めるG I G Aスクール構想について	教育長	G I G Aスクール構想における成果と課題について伺う。	各学校に行ったアンケートによると、7割近くの教員が共同編集ツールや学習成果物の作成・提出、学習履歴の蓄積といった、場面ごとの活用が進んでいると回答している。しかし、教員間によって活用の差があるなど、児童生徒が主体となるような授業づくりにおける活用については課題があることも認識している。
		教育長	小田原市の学習ネットワークの現状について伺う。	学習ネットワークについては、令和6年3月に実施したネットワーク性能診断の結果、市内全校において、全児童生徒が同時に学習用動画を閲覧することや、学習用端末を用いたテストを実施することに問題が無いとの結果を得た。今年度、学習用端末を用いて行ったステップアップ調査や日常的な授業において、ネットワークが原因となるトラブルは発生していない。一方で、ネットワーク速度の測定結果が、国から示された推奨帯域を下回った学校もある。
		教育長	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実について伺う。	一人ひとりが学習内容を選んで取り組んだり、児童生徒同士が互いの考えを画面上で共有しながら学習を進めたりするなど、デジタルドリル教材・学習支援ソフトなどの環境を整えている。また、教育委員会では、教育研究所の共同研究で、児童生徒自らがI C Tを活用して学びを深めることができる授業づくりについて研究を進めており、研究成果は広く各学校に共有していく。
		教育長	校務D Xについて、現状の取組や課題について伺う。	平成25年度に導入した校務ネットワークシステムで校務全般について効率化を進めている。令和4年度から保護者連絡配信システムにより保護者との連絡を効率化するほか、令和6年9月からは教育委員会から学校への文書をペーパーレス化するなど、校務D Xを推進している。一方で、教職員が校務用と学習用の2台のパソコンを使用しており、業務が煩雑化している部分もあることから、システム更新に合わせて校務D Xのさらなる推進を図ってまいりたい。
宮原元紀議員	市内プール施設の今後について	教育長	学校プール及び水泳授業の現状について伺う。	令和6年度は、小学校は全25校、中学校は11校中6校で水泳授業を実施した。小中学校のプールは、25校が築40年以上経過し、老朽化が進んでいるため、水泳授業を実施する学校については、水槽やろ過機等の必要な修繕を行っている。このうち、桜井小、曾我小、及び報徳小は民間スイミングスクールで、三の丸小、新玉小、及び片浦小は三の丸小の学校プールにおいて民間スイミングスクールから指導者を派遣する形で水泳授業を実施した。
		教育長	水泳授業における学校プールの重要性について伺う。	水泳授業は、水の物理的な特性を理解し、水に親しみ楽しさや喜びを味わうことができる運動であるとともに、水の危険から身を守る安全教育の面において重要であると捉えている。なお、小中学校の学習指導要領において、「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること」とされている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
宮原元紀議員	学校現場の業務における要望や苦情の対応について	教育長	本市では、保護者から学校にどのような内容の連絡があるのか伺う。	保護者から学校に寄せられる連絡の多くは、児童生徒の欠席・遅刻・早退の連絡、学習面・生活面に関わる不安への相談である。中には、教員の学習指導、生活指導に対する意見や、より手厚い支援を求める要望、学校生活に関わる児童生徒同士のトラブルに対する確認、意見等がある。
		教育長	保護者の相談や要望を受ける体制はどのようにになっているのか伺う。	保護者からの相談や要望は、電話や連絡帳、保護者連絡配信システム「さくら連絡網」などの方法により受け取ることが多く、内容によっては、保護者との面談の機会を設けて話を伺うこともある。保護者から受けた相談や要望の内容は、校内の関係する職員で情報を共有し、複数で対応している。また、必要に応じて外部の専門機関と連携して相談や要望に対応する場合もある。
		教育長	保護者の相談や要望を受ける体制はどのようにになっているのか伺う。	保護者からの要望や意見は、学校への意見として受け止め、その後の指導・支援の改善に努めている。しかしながら、中にはすぐに解決できないような要望や意見もあり、対応に苦慮する場合もある。
		教育長	相談専用窓口の設置にはどのようなメリット、デメリットが考えられるか伺う。	メリットとして、相談の対応にかけていた時間を学習の準備等に充てることで、時間外勤務時間の減少につながると考えられる。また、保護者と担任の間に第三者が入ることで、中立の立場で保護者の相談に乗ることができる。一方、日頃直面関わっている教員が保護者と悩みを共有し共に子供の育ちを考えいくことは大変重要であり、教員と保護者の良好な関係を構築するのに影響があることがデメリットとして考えられる。
	市政情報の提供や公開について	市長	学校給食費検討委員会の答申について、議会への情報提供を行わなかつた理由について伺う。	学校給食費検討委員会は、市長の諮問を受けて、学校給食費に関する調査・審議を行う附属性機関である。今回は学校給食摂取基準に即した標準献立と物価高騰が続く見込みの中での適正な1食単価等について諮問し、答申をいただいた。答申は、予算編成に向けての基礎資料であり、これまでも答申段階での議会に向けた情報提供は行っていないことから、今回も同様の扱いとした。今後、この答申を踏まえて、市としての方向性を定めたうえで、来年度当初予算案に反映させていくので、その際にご審議いただきたい。
栗畑寿一郎議員	小田原の教育の充実について	教育長	部活動の地域移行・地域連携について、本市ではどのような対応をしてきて、今後どうしていくつもりなのか伺う。	本市では令和4年7月から、庁内関係課、体育協会、学校代表者等で構成する「部活動の地域移行に向けた推進会議」を設置し、今後の部活動の在り方を検討している。地域移行するため必要な地域スポーツ団体等の受け皿の確保が困難であるため、本市では当面現在の部活動の枠組みを維持・継続し、部活動指導員や地域指導者の派遣、合同部活動の実施等による地域連携を進めていくこととしている。国は、令和7年度までを地域移行推進期間としているため、今後も本市の持続可能な部活動の在り方について検討していく。
		教育長	本市で検討している部活動の地域連携が、教職員の働き方改革につながるのか伺う。	部活動指導員は単独で部活動の指導や大会引率等ができるため、教職員が部活動に関わる時間を減らすことができる。また、専門的な指導ができる地域指導者を派遣することで、経験したことのない種目等の顧問になった教職員の指導面での負担を軽減することができる。したがって、部活動指導員や地域指導者を配置することは、教職員の働き方改革につながるものであると考えている。
		教育長	部活動における、地域との連携の現状と、連携が進んでいないならばその課題について伺う。	現在行っている部活動指導員や地域指導者の派遣は地域連携の取組の一つである。部活動の指導者には、専門的な指導のほか、学校の指導方針に沿った生徒への適切な指導が求められるため、地域移行の取組を進めていくには、指導者の人材を確保していくことが課題として挙げられる。部活動指導員や地域指導者について広く周知することや、県との連携を進めること等により、協力してくださる人材の確保をすることが課題の解決につながると考えている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
稟 畑 寿 一 郎 議 員	小田原の教育の充実について	教育長	教員のなり手不足解消について、本市の取組の現状と今後について伺う。	6番稟畑議員御指摘のとおり、小中学校の教員採用は県が行うものであり、市で直接の雇用は行っていない。 市としては、教員のなり手を増やすため、魅力ある学校づくりや教職員が働きやすい職場づくりを進めていく。 また、市の教育の方針を明確にし、教育の素晴らしさをアピールしていく必要もあると考えている。
	加藤市政について	市長	給食費の段階的無償化についての見解と具体的なスケジュールについて伺う。	給食費の無償化は、子育て世帯の負担軽減のため、早急に取り組むべき施策である。 段階的無償化の具体な開始時期については、市の財政状況や施策の優先順位、国による支援措置等を考慮しながら、判断していくことが適当である。 給食材料費の高騰が続く中、令和4年7月から物価高騰に伴う値上がり分の支援を行っている。 まずは、安全・安心な給食を継続して提供するとともに、給食の内容充実に取り組むことが最重要であると考えている。
大 川 晋 作 議 員	小田原市におけるハラスメントについて	教育長	学校では、市の「ハラスメントに関する要綱・指針」を踏まえた取組をしているのか、また、教職員によるハラスメント防止の取組の具体を伺う。	学校では、市の「ハラスメントに関する要綱・指針」を踏まえ、教職員がハラスメントを起こさないような取組をしている。 具体的には、各校年間3回程度の「不祥事防止研修」を行うとともに、「不祥事防止日常点検チェックリスト」によるチェックを毎月行っている。 教育委員会としては、年間4回の校長会との連絡調整会議の中で啓発するとともに、各校での取組が確実に行われていることを確認している。
	小田原市の教育行政における、これから部活動の在り方について	教育長	部活動に関する地域移行の現在の状況について伺う。	令和4年7月に、庁内関係課、体育協会、学校代表者等で構成する「部活動の地域移行に向けた推進会議」を設置し、今後の部活動の在り方を検討してきた。 現在のところ、本市では当面現在の部活動の枠組みを維持・継続し、部活動指導員や地域指導者の派遣、合同部活動の実施等による地域連携を進めていくこととしている。 国は地域移行推進期間を令和7年度までとしているため、今後も本市の持続可能な部活動の在り方について検討していく。
荒 井 信 一 議 員	学校施設の地域における役割と機能について	教育長	学校司書の役割について伺う。	学校司書は、学校図書館の運営を担う専門職員であり、読書相談や学習支援、学校図書館の環境整備、蔵書管理等の業務を主に行っている。 児童生徒や教職員からの読書相談、図書館を活用した学習支援、書架の整理等の蔵書管理を司書教諭や図書館担当職員、図書ボランティアと連携・協力しながら行い、学校図書館運営の充実を図っている。
		教育長	小学校の学校司書の配置状況と勤務形態について伺う。	本市では、25校全ての小学校に学校司書を配置している。 学校司書の人数は18人であり、その内、7人は小学校2校を兼務、2人は小学校と中学校を兼務している。 勤務の形態については、1校あたり1日6時間、週2日の勤務である。
		教育長	令和5年度の1校あたりの図書に係る予算配分と図書購入費、購入冊数について伺う。	令和5年度の1校あたりの図書購入費は、多い学校では約55万円、少ない学校では約25万円程度であり、これは、学校に配当される予算の8パーセントから12パーセント程度である。 購入冊数については、多い学校では約470冊、少ない学校では約120冊の図書を購入している。
		教育長	「郷土コーナー」「二宮尊徳コーナー」常設に関する趣旨と方法について伺う。	郷土に関する資料は、郷土の歴史・文化や小田原ゆかりの先人を学ぶための貴重な資料として常設しており、各学校において児童及び教職員が有効活用できるように整理・配架している。 また、郷土学習を行う際に児童が有効活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架するなど、児童の学習に資するように工夫している。
		教育長	郷土資料室の位置づけと設置理由について伺う。	郷土資料室の設置については、法的な位置づけはない。 市内に郷土資料室を設置している学校は、児童の学習に際し、本物を見たり体験したりするための貴重な資料を保管しておくことを目的としている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
荒井 信一 議員	学校施設の地域における役割と機能について	教育長	郷土資料室の管理や活用の状況について伺う。	学校により管理の担当者は異なるが、郷土資料室には地域で採集された土器や農具などの民俗資料を保管している。また、保管するだけではなく、日頃から児童の目に触れ興味を引く工夫が凝らされている学校もある。郷土資料室の資料は、生活科や社会科、家庭科、総合的な学習の時間などで昔の生活について学習したり、国語科で昔の生活の描写についてイメージをもつたりする際に活用されている。
鈴木 和宏 議員	これからまちづくりについて	市長	教育において他市との違いをどう出すのか市長の御所見を伺う。	持続可能な地域社会をつくる上では、何をするにしても「人の力」が欠かせない。子どもたちにも「自分たちが意識や関心を持って関わることで何がどう変わることか」という実感をもってもらうことが重要であり、その入り口、経験の場として子ども議会を開催する。また、子どもたちが地域で学ぶことができる環境づくりを進め、地域コミュニティと学校の連携を更に強化していく。「社会力の育成」を目指す教育委員会と連携し、質の高い教育を実現することで、魅力あるまちづくりにつなげていく。
		市長	市民が小田原を選ぶ要素の1つとして、給食はどうあるべきなのか伺う。	学校給食は、児童生徒が成長に必要な栄養素を満たす献立内容である必要があるが、見た目や味覚的にも美味しい給食が望まれる。そのため、給食は子供が好きなものだけでなく、苦手な豆類や海藻を使ったメニューも味付けを工夫して提供している。また、地物産食材の使用にも積極的に取り組んでおり、その一環として令和5年度から地元で獲れたサバフグを提供している。これらの取組を継続し、安全・安心で、栄養バランスの維持を図るとともに、量的にも体が満足できる、「心身が喜び、美味しい給食」の提供を目指していく。
清水 隆男 議員	外国につながりのある児童・生徒への支援について	教育長	本市の外国につながりのある児童生徒の中で、日本語指導が必要な児童生徒の状況を伺う。	令和6年5月1日現在、外国につながりのある児童生徒のうち、日本語指導を必要としているのは、小学生28人、中学生13人である。市内小中学校には、英語、タガログ語、中国語、ネパール語など、多様な言語を母語とする児童生徒が在籍している。
金崎 達 議員	災害関連死ゼロを目指した避難所運営の在り方について	教育長	教育委員会では、日本語指導が必要な児童生徒に対してどのような支援を行っているのか伺う。	日本語指導が必要な児童生徒に対して、生活面や学習面などへの適応を図るため、学校に日本語指導協力者を派遣し、日常生活で必要とされる基礎的な日本語の指導や、学習内容の補助等の支援を行っている。また、教職員等とのコミュニケーションを円滑にするために翻訳機を学校に貸し出したり、外国につながりのある児童生徒の日本語理解の状況を把握する方法や具体的な支援策を示した資料等を学校に送付して、情報提供を行っている。
		教育長	体育館の空調設置について、市長の考えを伺う。	学校施設の空調は、特別教室及び給食調理場への設置を優先的に進めているが、「新しい学校づくり推進事業」の中で、避難所機能の充実という観点から体育館への空調設置等を検討している。「新しい学校づくり」に基づく改築等が早期に実現できるよう取り組むとともに、既存の体育館への空調設置についても、国の補助制度の動向等も注視しながら、引き続き検討していく。なお、災害時に避難所を開設する際には、市で備蓄している大型扇風機やスポットクーラー、ストーブなどを使用するとともに、国、県、協定団体などの支援を受け、対応していく。
城戸 佐和子 議員	エディブル・スクールヤードについて	教育長	給食で使用する食材の選定基準等と使用している水について伺う。	学校給食で使用する食材は、学校給食衛生管理基準に基づき選定しており、特に米や野菜は、国内産を基本とし、市内産を優先的に使用して地産地消を推進しているが、種(たね)と品種の選定基準は特に設けていない。使用水は、水道水を使用しており、学校給食衛生管理基準により、給食調理前後に遊離残留塩素の濃度および外観、臭気、味等を確認し、記録している。また、有機農産物を活用するオーガニック給食の導入については、令和7年に一部の市内小学校で試験導入を行う予定である。
	小田原市における学校教育のデジタル化について	教育長	デジタル化の課題について伺う。	ICTの活用自体が目的になると、インターネットで調べるだけなど表面的な学びに終始する、他者との関わりの中で学ぶ機会が減るなど、児童生徒の学びに課題が出てくると考えられる。そのため、教員研修等を行なながら、実体験や関わりを重視しながら、児童生徒が学びを深めていくように取り組むことが必要である。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
城戸 佐和子 議員	小田原市における学校教育のデジタル化について	教育長	本市のICT教育に対する考え方について伺う。	小田原市では、目指す教育として社会力の育成を掲げ、関わる力を育むために、教育課程全般にわたり、「ひと・もの・こと」と関わる機会を大切にしている。ICTはそのための道具であり、児童生徒が自分に合った学びをしていくよう、有効に活用すべきものであると考えている。
池田 彩乃 議員	障がいのある人への合理的配慮の提供について	教育長	学校現場における「合理的配慮」の取組について伺う。	学校現場における合理的配慮は、児童生徒の教育的ニーズ、学習内容、学習環境等を把握し、よりよい学びが実現できるよう、必要に応じて、本人や保護者とともに配慮内容を調整している。特別支援学級在籍児童生徒に対しては、個別教育計画を作成する際、合理的配慮について項目を立てて、配慮内容を検討している。平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されて以降、合理的配慮の提供とともに、その必要性について教職員の意識も深まっている。
北森 明日香 議員	登下校時の児童生徒に対する犯罪と安全対策について	教育長	令和4年度から令和6年度に、登下校中の子どもが被害にあった犯罪や不審者情報の件数とその内容を伺う。	教育委員会が把握している件数としては、放課後等の時間も含めて令和4年度は21件、令和5年度は22件、令和6年度は11月末までで18件である。 ・内容としては声かけのほか、下半身の露出、スマートフォンで写真を撮られた疑いなどである。
		教育長	子供が一人で犯罪に遭遇した場合にどう対処するよう指導しているのか伺う。	各学校では、不審者等と思われる人に遭遇した場合、「大きな声を出す」「相手との距離をとる」「近くの店舗等に駆け込む」など、自分の身を守る行動をするよう児童生徒に指導をしている。特に小学校低学年の児童に対しては、講師の方を招いて「防犯教室」を開いている学校が多い。
		教育長	児童生徒が学校にスマートフォン等を持っていくことは認められているのか、認められないならば、周りに人がいないところでの通報、連絡はどのようにするのか伺う。	児童生徒が在校中に外部と個別に連絡をとる必要は無いため、原則として、学校へのスマートフォン等の持ち込みは認めていない。登下校中に不審者等に遭遇した場合には、走って逃げるなど、まずは自分の身を守る行動をすることを指導している。大人に助けを求めるなど、安全が確保できたところで保護者への連絡や警察への通報について相談をすることとなる。
		教育長	子どもの位置情報確認システム「おだわらっ子見守りサービス」の導入経緯、目的について伺う。	本事業の目的は、デジタル技術を活用し、児童の登下校時等の安全対策の推進を図ることである。第6次小田原市総合計画に位置付けた「子供の安全対策の推進」事業として、市内事業者等から「民間提案制度」の趣旨に準じて、提案があった。児童の安全対策に有益であり、市の予算を伴わず実施可能な事業であることから、令和5年1月に「おだわらっ子見守りサービス導入に関する協定」を民間事業者3者、市及び教育委員会において締結し、令和5年4月から導入を開始した。
		教育長	おだわらっ子見守りサービスの導入状況、利用者数及び割合について伺う。	令和5年度中に、三の丸、足柄、芦子、久野、富水、桜井、東富水、報徳の8小学校区に導入し、現在に至っている。利用者の有料サービスの利用状況については把握していないが、導入した8小学校区の対象児童約3千2百人中、令和6年11月時点で、本サービスを利用している児童は約千5百人であり、割合は約47パーセントとなっている。
		教育長	おだわらっ子見守りサービスの運営手法について伺う	本事業は令和5年1月に協定を締結した5者で運営している。役割分担としては、システム提供、サービス運営等の事業主体は株式会社otta(オッタ)が担い、運営に関する費用は民間事業者3者が担うこととしている。株式会社otta(オッタ)からは、有料サービス利用者からの収益を含め、会社自体の収益が事業の実施費用に充てられていると聞いている。市及び教育委員会の役割は見守り端末の普及啓発に関することで、基本的にはゼロ予算で行っている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
北森 明日香 議員	登下校時の児童生徒に対する犯罪と安全対策について	教育長	おだわらっ子見守りサービスの今後の方針性について伺う。	事業開始時より、市内全小学校区へ導入する計画であり、教育委員会としては市内全域への整備を促進するため、令和6年6月に、事業周知に協力し、事業の認知向上を図る組織として「おだわらっ子見守りサービス推進協議会」を設立した。 今後は、当該協議会の協力を得ながら、協定5者が中心となり市内全小学校区への段階的導入を進めてまいりたい。
		教育長	さくら連絡網の運用方法について伺う。	保護者緊急連絡配信システム「さくら連絡網」は、令和5年度から以前のシステムに代わる主な緊急情報発信の手段として活用をしている。 さくら連絡網では学校から在籍児童の保護者に連絡をするほか、保護者から在籍校に欠席連絡等をすることができる。 また、教育委員会から保護者等の登録者に対して直接連絡をすることもできる。
		教育長	不審者等の情報など、子供の安全に関する情報の配信先と判断の基準を伺う。	保護者等から不審者情報が入った場合に情報を発信する範囲は、事案の内容に応じて学校と教育委員会で判断している。 「体を触ったなどの身体接触がある」等の場合は教育委員会からさくら連絡網で全校の保護者へ情報発信している。 「軽微な声かけ」等の場合には、内容に応じて学校が在籍児童生徒の保護者にさくら連絡網で発信するなどの対応をしている。
		教育長	保護者や地域から学校に不審者等の情報が入った場合、どのように報告や通報をしているのか伺う。	学校に保護者等から不審者情報等が入った場合には、教育委員会に報告することとなっている。 教育委員会では、事案の内容に応じて府内関係課や関係機関への情報共有を行っている。 また、学校が連絡を受けた際には警察への通報の有無を確認しており、保護者等が通報していない場合には、必要に応じて通報するようお伝えしている。
		教育長	子供が対象となった犯罪については校区内の保育所、幼稚園等への情報提供が必要だと考えるが、現在の対応を伺う。	保育所や幼稚園等への通所、通園については保護者の送り迎えが一般的であり、それ以外の時間にも子供だけで行動することは通常無いものと考えられるが、事案の内容によっては学校や教育委員会から保育所や幼稚園等に必要な情報を提供している。
鈴木 敦子 議員	地域コミュニティにおける諸課題について	教育長	本市のコミュニティ・スクール設置状況について伺う。	本市では、令和6年4月1日に中学校4校で学校運営協議会制度の導入が完了し、これにより、小・中学校全校がコミュニティ・スクールとなった。
		教育長	コミュニティ・スクールの成果と課題について伺う。	学校運営協議会において、委員が一定の権限を持って学校運営に参画することで、学校は保護者をはじめとする地域住民の声を積極的に生かし、地域と一体となって、地域の実状に合わせた特色ある学校づくりに取り組んでいる。 こうした取組をさらに推進するには、地域をよく知り、関係者をつないでいくコーディネーターを確保していくことが課題であると考えており、地域担当職員と連携を図りながら、人材確保に努めしていく。
岩田 泰明 議員	市職員の労働環境について	教育長	教職員の定員割れはないのか伺う。	令和6年4月において、本来配置すべき教職員の定数に対して必要な人員を配置できていなかった学校は2校である。 加えて、本来フルタイムの臨時の任用職員を配置すべきところを、非常勤講師の配置により対応している学校もある。
		教育長	教職員の超過勤務について、教育委員会はどのように捉えているのか伺う。	持続可能な学校運営と小田原市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うためにも是正されるべきものだと捉えている。
		教育長	産休、育休等の代替教員は確保できているのか伺う。	産前産後休暇から育児休業というような、長期にわたる休暇・休業に対する代替教員については、配置ができている。 男性教員が一月(ひとつき)程度の短期間の育児休業を取得する場合等には、代替教員が配置できないこともある。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
岩田泰明議員	市職員の労働環境について	教育長	スクールサポートスタッフの導入で、教職員の労働時間はどのくらい短縮しているのか伺う。	県費で配置しているスクールサポートスタッフの導入と教職員の労働時間の相関関係を表す統計は出していないが、小田原市立学校教職員衛生委員会では、現場の先生方の声として「スクールサポートスタッフの任用時間が増加したため活用が進み、教職員が助かっている」という声が挙がっている。
	加藤憲一市長の考える「主権者教育」について	市長	子ども議会とはどのようなものなのか伺う。	子ども議会は、児童生徒が市政を学び、未来の主権者としての意味を知ることを目的に実施する事業である。 子どもが、年齢や経験に応じた思考や責任において、身近な体験の中から社会や地域の課題を見つけ、対話により解決していくプロセスを通して民主主義を理解し、社会に参画する力を育成する。 また、子どもの視点から生まれる疑問や意見を、市長や市政に届けることも含んでいる。 子ども議会に一定の予算を付与し、まちづくりや地域課題の解決手法を、実際に税の使い道として考えることも想定している。
		市長	子ども議会がなぜ主権者教育とつながるのか伺う。	社会参画力の育成には、子どもが主体となって、自らの権利のために行動するという実践的取組が望ましい。 その手法としての子ども議会は、子どもたちが市政や地域課題への関心を高め、自らの意見を表明し、参加する力を育むという点で目的に適っている。 更に、児童生徒が税金の使途について議論し、自ら決定することを体験し、未来を担う主権者としての意識を身に付けることができる上に、自らが議論し、決定したものが実現した時の達成感や充実感は、市政や地域課題への意識付けにつながると考える。
		市長	市長の考える「主権者教育」とはどのようなものなのか伺う。	本市が求める主権者教育は、投票行動や被選挙権の行使等の、いわば主権者教育の出口の部分ではなく、その導入部分である。 すなわち、市政や社会の様々な出来事、日常生活を取り巻く課題に関心を持ち、その解決に向けて自ら考えて行動し、意見表明することの意義を、直接効果が感じられる実践を通して学んでいく。 その一連の流れを、学校教育において主権者教育として充実を図っていく。 子供たちには自らの能力を自覚し、理念や責任を持って主体的に取り組んでいただきたい。

※一般質問(文化部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
武松忠議員	御用米曲輪について	市長	JT跡地から天守閣が見えるようにするための御用米曲輪の植栽の見直しと課題について伺う。	御用米曲輪の植栽については、現在、令和4年度に設置した御用米曲輪戦国期整備検討部会で検討しており、今後どのように整備していくかについては、戦国時代や江戸時代の植生を調査した上で、文化庁、県、史跡小田原城跡調査・整備委員会などとも協議して決めていく。
角田真美議員	旧小田原箱根商工会議所に隣接するJT跡地の現状について	市長	土地の現状と将来的な計画について伺う。	昭和13年に国指定史跡に指定されたこの土地は、小田原城二の丸に位置し、蓮池及び弁財天島(べざいてんじま)の一部に当たると考えられており、小田原市が将来的な小田原城跡の復元を目的に、平成27年度に国庫補助金を得て取得したものである。 本格的な復元には相当な時間を要すため、現在は、令和3年に策定した『史跡小田原城跡保存活用計画』に基づき、史跡に親しむ公園的な活用をしており、当面は現在の活用を継続していく。

議案第 1 号

小田原市新しい学校づくり施設整備指針について（諮問）について

小田原市新しい学校づくり施設整備指針について（諮問）について、議決を求める。

令和 7 年 1 月 29 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

教 総 第 号

令和 年 (年) 月 日

小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員長様

小田原市教育委員会

小田原市新しい学校づくり施設整備指針について (諮問)

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 小田原市新しい学校づくり施設整備指針について
- 2 諮問事由

令和5年12月に策定した小田原市新しい学校づくり推進基本方針を踏まえ、施設・設備の機能水準や諸室の種類や数、面識、仕様等の基準、整備手法等を示す小田原市新しい学校づくり施設整備指針について諮問する。

議案第 2 号

市議会定例会提出議案（令和 7 年度小田原市一般会計予算）に同意すること
について

市議会定例会提出議案（令和 7 年度小田原市一般会計予算）について市長から意見を
求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和 7 年 1 月 29 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下正祐

予算の規模

	令和7年度 (千円)	令和6年度 (千円)	対前年度比 (千円)	対前年度伸率 (%)
一般会計	78,800,000	76,500,000	2,300,000	3.01
特別会計 (10会計)	80,274,000	76,435,180	3,838,820	5.02
企業会計 (3会計)	58,106,068	44,793,776	13,312,292	29.72
全会計(14会計)	217,180,068	197,728,956	19,451,112	9.84

令和7年度 教育費予算総括表

(単位:千円)

		費 　目	当初予算額		増減		7年度予算額(課別・事業費)					
			7年度(実 (千円)	6年度 (千円)	額 (千円)	対前年度比 (%)	教育部	生涯学習	青少年	文化財	スポーツ	図書館
教育部	事業費	教育総務費	2,688,373	2,488,145	200,228	8.0%	2,688,373					
		教育委員会費	6,946	6,946	0	0.0%	6,946					
		事務局費	2,264,321	2,082,416	181,905	8.7%	2,264,321					
		学校給食共同調理場費	417,106	398,783	18,323	4.6%	417,106					
		小学校費	1,610,925	1,753,463	△ 142,538	△ 8.1%	1,610,925					
		学校管理費	1,101,521	1,213,901	△ 112,380	△ 9.3%	1,101,521					
		教育振興費	509,404	539,562	△ 30,158	△ 5.6%	509,404					
		中学校費	417,056	567,889	△ 150,833	△ 26.6%	417,056					
		学校管理費	343,263	518,047	△ 174,784	△ 33.7%	343,263					
		教育振興費	73,793	49,842	23,951	48.1%	73,793					
		幼稚園費	138,757	129,951	8,806	6.8%	138,757					
		事業費計A	4,855,111	4,939,448	△ 84,337	△ 1.7%	4,855,111	0	0	0	0	0
		職員給与費B	868,211	848,883	19,328	2.3%		(職 員 課 予 算)				
		小計C(A+B)	5,723,322	5,788,331	△ 65,009	△ 1.1%						

文化部・子ども若者部	事業費	社会教育費	1,427,088	1,432,101	△ 5,013	△ 0.4%	0	325,767	14,968	515,407	0	570,946
		社会教育総務費	8,664	8,347	317	3.8%		8,664				
		青少年対策費	14,968	16,046	△ 1,078	△ 6.7%			14,968			
		文化財保護費	515,407	402,514	112,893	28.0%				515,407		
		生涯学習センター費	177,726	92,860	84,866	91.4%		177,726				
		図書館費	570,946	766,935	△ 195,989	△ 25.6%					570,946	
		郷土文化館費	52,517	58,508	△ 5,991	△ 10.2%		52,517				
		尊徳記念館費	86,860	86,891	△ 31	△ 0.0%		86,860				
		保健体育費	369,107	332,204	36,903	11.1%	0	0	0	0	369,107	0
		保健体育総務費	90,028	87,206	2,822	3.2%					90,028	
		体育施設費	279,079	244,998	34,081	13.9%					279,079	
		事業費計D	1,796,195	1,764,305	31,890	1.8%	0	325,767	14,968	515,407	369,107	570,946
		職員給与費E	557,977	516,682	41,295	8.0%		(職 員 課 予 算)				
		小計F(D+E)	2,354,172	2,280,987	73,185	3.2%						

事業費計 G (A+D)	6,651,306	6,703,753	△ 52,447	△ 0.8%	4,855,111	325,767	14,968	515,407	369,107	570,946
職員給与費 H (B+E)	1,426,188	1,365,565	60,623	4.4%		(職 員 課 予 算)				
総合計 I (G+H)	8,077,494	8,069,318	8,176	0.1%						

(一般会計構成比 10.25% 10.55%)

令和7年度予算(教育費)の概要

教育総務費

(単位:千円)

主な事業		概要	令和7年度 当初予算額 (案)	令和6年度 当初予算額	備考
1	学力向上支援事業	小学校1～6年生の少人数指導のため、少人数指導スタッフを配置するほか、国が定める教職員定数では専門教科の指導に当たる職員配置が困難な中学校に非常勤講師を配置する。 また、児童生徒1人1人の学力の伸びを測り効果的に学力向上に取り組むため、全校の小学4年生から中学2年生を対象に学力・学習状況調査(ステップアップ調査)を実施する。	33,414	55,922	
2	外国語教育推進事業	外国語指導助手(ALT)を派遣し、児童生徒の外国語に対する興味・関心を高め、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、英語専科非常勤講師の小学校への配置、外国語教育アドバイザーの派遣等を行うことにより、外国語教育の充実を図る。	52,600	50,753	
3	読書活動推進事業	児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を専任する学校司書を配置し、学校図書館の効果的な運営を図る。	31,544	27,222	
4	ICT活用教育推進事業	児童生徒1人1台に整備した学習用端末の保守・運用管理を行うほか、授業支援に特化したICT支援員を4校に配置し、授業におけるICTの活用を推進するとともに、教科書のデジタル化への対応を図る。また、フィルタリングソフトを継続使用し、児童生徒が安心して学習用端末を使用できるようにする。	253,148	255,575	
5	情操教育充実事業	小学校で図工展及び科学展、中学校で美術展、音楽会及び科学展を開催し、文化芸術に触れ豊かな心を育む機会を創出する。	494	484	
6	体力・運動能力向上事業	体力・運動能力向上指導員を派遣し、児童の運動能力を最大限発揮できるよう助言するほか、体育系大学と連携し、モデル校と共同で研究に取り組む。著名なアスリートを小中学校に派遣し、講話や実技指導を行う。	697	697	
7	学校安全対策事業	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用し、学校管理下における児童生徒及び園児の災害について医療費等の給付を行う。また、全国市長会学校賠償責任保険に加え、補償外となる児童生徒や教職員の物損事故等について補う保険に加入する。AEDを幼稚園等に設置する。(従来、幼稚園費及び消防費において計上していた予算を本事業費に移行したもの。)	18,261	17,173	
8	主権者教育推進事業	国や社会の問題を自分の問題としてとらえ、自ら考え、自ら判断し、自ら行動することでその発展に寄与できる主権者として求められる力を育成する。令和7年度は令和8年度から実施予定の(仮称)子ども議会について実行委員会にて会議体のあり方を検討するとともに、中学校1年生に対して市政の学習を実施する。	1,042	0	新規
9	地域とともにある学校づくり推進事業	小田原の子供たちの豊かな心の育ちを願い、学校長の裁量のもと、学校支援地域本部や学校運営協議会により、学校・保護者・地域の協力体制を構築し、各学校の特性にあつた事業を展開し、未来へつながる学校づくりを推進する。	17,116	17,094	
10	支援教育推進事業	様々な課題のある児童生徒のニーズに対し、より適切に対応するため、状況に応じ学校へ個別支援員、看護師、日本語指導協力者及び支援教育相談支援チームを配置・派遣するほか、より良い支援を行うため、特別支援教育相談員の配置や就学支援委員会の設置・運営を行う。特別支援学級の児童生徒を対象とした宿泊学習については、令和5年度より日帰りの校外体験学習事業として実施している。	421,496	363,619	
11	教育相談等充実事業	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした教育相談のほか、不登校(不登校傾向)の児童生徒の社会的自立に向けた支援を行うため、教育相談指導学級の運営、校内支援室の設置、不登校生徒訪問相談員の配置等を行う。	58,183	54,103	

主な事業		概要	令和7年度 当初予算額 (案)	令和6年度 当初予算額	備考
12	児童生徒指導充実事業	小田原市のいじめ防止基本方針をもとに、「小田原市いじめ問題対策連絡会」及び「小田原市いじめ防止対策調査会」や講演会の実施を通じ、いじめ防止対策の推進を図るほか、小学校において「いじめ予防教室」を開催する。また、中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸課題を改善するために、特に必要とする中学校へ生徒指導員を配置する。	21,770	20,047	
13	高等学校等奨学金事業	経済的理由により就学が困難な生徒の就学を奨励するため、奨学金を支給する。	4,000	4,000	
14	教育ネットワーク整備事業	市内小中学校及びおだわら子ども若者教育支援センター(はーもにー)で利用している成績処理や校務を行うネットワークの保守・運用管理等を行うとともに、出席の連絡や保護者への配布物をデジタル配信することができる保護者連絡配信システムを運用する。	196,049	196,199	
15	新しい学校づくり推進事業	令和6年度に引き続き、新しい学校づくり検討委員会において「新しい学校づくり推進基本計画」の検討・策定を行い、令和7年度中の公表を目指す。また、学校プールのあり方検討の一環として、民間スイミングスクール及び三の丸小学校での水泳授業を拡大して実施する。	27,268	26,007	水泳授業6校→8校
16	教職員人事・服務・健康管理事業	教職員を対象とした、健康診断、メンタルヘルスチェック、産業医面接等の実施のほか、在校等時間管理システムによる勤務時間の把握、学校教職員衛生委員会の開催等、長時間勤務等による健康への影響を未然に防止するための取組を行う。	14,415	14,860	
17	教育研究所運営等事業	教育に関する専門的・技術的事項の調査研究、教育関係職員の専門研修等を行う教育研究所を運営する。また児童生徒が教科横断的な探求、創造的な活動を行い、より良い社会を実現するための資質・能力を育むため、小田原版STEAM教育を実施する。	31,247	31,736	

【参考】補助執行

(単位:千円)

主な事業		概要	令和7年度 当初予算額 (案)	令和6年度 当初予算額	備考
18	学校給食事業	学校給食法により学校給食材料費は保護者負担が原則であるが、物価高騰下の社会情勢を踏まえ、令和4年(2022年)7月から学校給食材料費の増加分について、国庫補助を財源に補てんすることとし、令和6年度まで学校給食費を据え置いている。物価上昇が続いていることから、令和7年度(2025年度)においても物価高騰分の補てんを行う。	931,116	837,348	歳入(学校給食費622,520千円) 【物価高騰分保護者負担軽減事業】

小学校費・中学校費・幼稚園費

(単位:千円)

主な事業		概要	令和7年度 当初予算額 (案)	令和6年度 当初予算額	備考
1	小学校施設維持・管理事業 (管理工事)	市費:校舎屋上の防水改修(桜井小) 国庫:トイレ改修(酒匂小)、給水管耐震化(新玉小) (国庫補助事業については、3月補正予算に計上。)	20,020	162,720	国庫を除く
2	小学校施設維持・管理事業 (外壁打診及び部分改修委託)			42,618	令和6年度で 計画一巡
3	小学校施設維持・管理事業 (その他施設管理費)	光熱水費のほか、施設の維持修繕や樹木剪定等を行う。 令和元年度に設置した普通教室の空調設備の法定点検(3年に1回)等を実施する。	340,518	373,306	
4	校庭芝生管理事業	全面芝生化された小学校3校及び部分芝生化した小学校4校について、適正に維持管理していく。	3,297	3,419	

主な事業		概要	令和7年度 当初予算額 (案)	令和6年度 当初予算額	備考
5	放課後子ども教室事業	放課後の安全・安心な子供たちの居場所づくりのため、教職課程を履修したスタッフによる学習支援、地域連携による体験活動等を実施する。	51,700	50,164	
6	中学校施設維持・管理事業 (管理工事)	市費:校舎・体育館の床改修(2校) 国庫:特別教室空調設置(6校)、トイレ改修(鴨宮中)、グラウンド改修(城山中) (国庫補助事業については、3月補正予算に計上。)	89,840	198,980	国庫を除く
7	中学校施設維持・管理事業 (外壁打診及び部分改修委託)			32,384	令和6年度で 計画一巡
8	中学校施設維持・管理事業 (その他施設管理費)	光熱水費のほか、施設の維持修繕や樹木剪定等を行う。 令和元年度に設置した普通教室の空調設備の法定点検(3年に1回)等を実施する。	120,819	152,356	
9	部活動活性化事業	部活動地域指導協力者の派遣に加え、生徒を引率できる部活動指導員を学校に配置し、部活動指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。 また、関東・全国大会出場者の経済的負担の軽減のため、参加費用の一部について助成を行う。	6,202	6,333	
10	幼稚園施設維持・管理事業 (管理工事・その他施設管理費)	管理工事(市費):給水管改修工事(酒匂幼) その他:光熱水費のほか、施設の維持修繕、樹木剪定等を行う。	40,896	37,643	
11	園庭芝生管理事業	園庭芝生の適切な維持管理を行う。	1,597	1,866	

【参考】補助執行

(単位:千円)

主な事業		概要	令和7年度 当初予算額 (案)	令和6年度 当初予算額	備考
12	放課後児童健全育成事業	保護者等の就労等により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象に、25小学校に設置する放課後児童クラブの運営を行う。	367,917	355,524	放課後児童 クラブ室空調 設備更新 0→2

債務負担行為

(単位:千円)

事業	概要	期間	限度額		
			小学校費	中学校費	幼稚園費
1 ガス警報機借上料	小中学校及び幼稚園に設置しているガス警報器について、更新を行う。	令和7年度	(予算計上額) 476	335	9
		令和8年度	815	573	15
		令和9年度	815	573	15
		令和10年度	815	573	15
		令和11年度	340	239	7

事業		概要	期間	限度額
2 AED設置事業 (学校安全対策事業)	消防本部救急課が学校に設置しているAEDについて、令和7年10月より、管轄を順次保健給食課に移す。令和7年度は、中学校11校および片浦小学校に設置されているAEDについて、契約を更新する。合わせて、新学校給食センターに新たにAEDを設置する。	令和7年度	(予算計上額)	661
		令和8年度		1,322
		令和9年度		1,322
		令和10年度		1,322
		令和11年度		1,322
		令和12年度		1,322
		令和13年度		1,322

事業	概要	期間	限度額
3 学習用端末等賃貸借料	市内小中学校で使用する児童生徒・教職員用学習用端末の更新を行う。(児童生徒用13,800台、教職員用1,200台)	令和7年度	(予算計上額) 0
		令和8年度	49,830
		令和9年度	85,423
		令和10年度	85,423
		令和11年度	85,423
		令和12年度	85,423
		令和13年度	35,593

社会教育費

(単位:千円)

主な事業	概要	令和7年度 当初予算額 (案)	令和6年度 当初予算額	備考
1 家庭教育学級事業	子育て期の保護者を対象に、PTA等で実施される学習会のほか、幼稚園や保育園、小中学校で行われる入園、入学前説明会の機会に、専門家を講師に招いた家庭教育学級や、市民を対象に家庭教育の重要性を啓発する家庭教育講演会を開催する。	576	576	
2 子どもの社会参画力育成事業	子どもが体験や交流を通して、日常生活における様々な課題の解決を主体的に担う力を身に付ける機会として、実施する。 ※非日常型体験学習事業	2,600	3,532	
3 青少年指導者等養成事業	青少年育成の指導者となる地域人材を発掘すると共に、習熟度別にスキルアップを図る機会として養成講座を開催するほか、指導者が実践を積む機会として小学校等に派遣する。 ※指導者養成研修事業、指導者派遣事業、ジュニアリーダー・ユースリーダー養成事業	1,218	1,633	
4 史跡小田原城跡保存活用整備事業	史跡小田原城跡の御用米曲輪内の修景整備に関する準備作業や、史跡内の樹木の環境整備を行う。	86,939	71,464	
5 史跡等用地取得事業	史跡の保存・活用を進めるため、史跡小田原城跡の対象地を史跡用地として新たに購入する。	192,602	129,513	購入予定地: 城内地内
6 史跡石垣山保全対策事業	引き続き、史跡石垣山の南曲輪内の石垣崩落危険箇所の保全対策を行う。	68,444	39,392	
7 文化財保存修理等助成事業	個人や法人が所有している国・県・市の指定文化財等について、管理謝礼を支給するとともに、保全・修復費の一部を助成する。また、民俗芸能団体の後継者育成事業費の一部を助成する。	5,290	4,108	
8 緊急発掘調査事業	埋蔵文化財包蔵地内で、開発行為等の工事により遺跡が破壊される場合、試掘調査や個人及び併用住宅等の開発に対する本格調査を実施し、遺跡の記録保存を行う。	140,453	133,600	
9 おだわら市民学校事業	「持続可能な地域社会」を実現するため、様々な分野で活動する担い手の育成を目指した、地域資源を活用した長期的、体系的な学びの場「おだわら市民学校」を運営する。令和7年度は事業見直しに向けた検討を行うため、2年目の専門課程・教養課程のみの実施とし、1年目の基礎課程の受講募集は行わず、学習講座の一部は「キャンパスおだわら事業」の中で提供する。	10,714	10,550	
10 キャンパスおだわら事業	市域全体が「だれもが、いつでも、どこでも、なんでも学べる場」となるよう、学習講座の提供、学習情報の収集及び発信、学習相談、人材バンクの運営及び活用などを実施する。なお、令和7年度は、おだわら市民学校事業の1年目基礎課程として実施していた内容の一部をキャンパスおだわら事業の中で提供する。	12,235	10,846	
11 地区公民館支援事業	市内各地区公民館の生涯学習活動を支援するとともに、公民館の建て替え、修繕などの工事費に対し、補助金の支出により支援する。また、各地区での生涯学習活動の発表の場として、地区公民館いきいきフェスタを開催する。	11,213	14,816	
12 図書購入費	中央図書館及び自動車文庫の図書資料(図書、新聞、定期刊行物等)を購入する。	12,020	12,020	
13 小田原駅東口図書館管理運営事業	ミナカ小田原内に開館している小田原駅東口図書館の管理運営に係る経費(指定管理料)と定期建物賃料。	185,065	182,145	

主な事業		概要	令和7年度 当初予算額 (案)	令和6年度 当初予算額	備考
14	デジタル図書館事業	インターネットによる24時間365日利用可能な電子書籍の検索、貸出、返却、閲覧サービスを提供する。	4,600	4,573	
15	郷土文化館本館 資料収集・保管・活用事業	主に歴史・考古・民俗・自然に関する郷土資料の収集保管、調査研究、展示活動を含む教育普及事業を実施。主に講座の開催や研究報告書の出版を行うほか、郷土文化館本館において収蔵資料を活用した常設展や企画展を開催する。	1,061	1,047	

主な事業		概要	令和7年度 当初予算額 (案)	令和6年度 当初予算額	備考
16	郷土文化館分館松永記念 館資料収集・保管・活用事 業	松永記念館において、近代小田原三茶人など郷土ゆかりの美術品等の調査・収集・収蔵資料の保管・管理を行う。また、収蔵資料を活用した常設展や企画展を開催するほか、茶会や講座を開催する。特に今年は松永安左エ門の生誕150年にあたることから、生誕地である長崎県壱岐市、菩提寺のある埼玉県新座市と連携し、講演会や企画展を開催する予定である。	1,496	497	松永安左エ 門生誕150年 に因む企画 展開催にか かる経費の 増
17	特別展開催事業	時宜にかなったテーマを設定し、収蔵資料はもとより、市内外から資料を借用して特別展を開催する。そのほか、関連講座の開催、展覧会図録等の出版を行う(令和7年度は、小田原所縁の彫刻家・横田七郎の作品による特別展の開催を予定)。	2,418	2,267	会計年度任 用職員の賃 金単価の上 昇等による増
18	博物館構想推進事業	博物館基本構想に基づき、博物館基本計画の策定に向けた用地等の検討、博物館構想周知のための市民向けの講演会を開催するとともに、目指す姿の一つの視点である「まちをまるごと博物館にする」を具現化するために地域資源を活用したアウトリーチ活動等を実施する。また、資料のデジタル化を推進し、デジタルミュージアムでの公開を進める。	10,424	9,340	会計年度任 用職員の賃 金単価の上 昇等による増
19	尊徳資料収集・保管・活用 事業	二宮尊徳翁に関する資料等の収集・保管を進め、市民等への公開を進める。また、県指定重要文化財である二宮尊徳生家を保存し、広く一般に公開する。	294	13,534	R6年度 尊徳 生家土間等 改修事業の 委託料の減
20	尊徳学習・顕彰事業	尊徳記念館内にボランティア解説員を配置し、展示観覧者や解説を希望する市民団体の元に派遣するとともに、小冊子「二宮金次郎物語」の頒布を行う。また、尊徳翁の事績を広めるために尊徳祭を実施する。	1,767	1,767	

事業		概要	期間	限度額
1	郷土文化館本館AED借上 料	郷土文化館本館にAEDを設置する。	令和7年度	(予算計上額) 89
			令和8年度	89
			令和9年度	89
			令和10年度	89
			令和11年度	89
			令和12年度	89
2	郷土文化館分館松永記念 館AED借上料	郷土文化館分館松永記念館にAEDを設置する。	令和7年度	(予算計上額) 89
			令和8年度	89
			令和9年度	89
			令和10年度	89
			令和11年度	89
			令和12年度	89
3	図書館システム借上料	市内の図書施設をネットワークで結び、蔵書を一元化し、希望する施設での貸出返却を可能とするシステムの借上料	令和7年度	(予算計上額) 20,974
			令和8年度	41,948
			令和9年度	41,948
			令和10年度	41,948
			令和11年度	41,948
			令和12年度	20,974

保健体育費

(単位:千円)

1	学校体育施設開放事業	市内の小中学校の体育館及び運動場、運動場照明施設を開放するほか、各小学校プール運営委員会が行う夏休みの学校プール開放を支援する。	96,725	11,142	運動場照明LED化による増
---	------------	--	--------	--------	---------------

議案第 3 号

市議会定例会提出議案（小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例）に
同意することについて

市議会定例会提出議案（小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例）について市
長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和 7 年 1 月 29 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下正祐

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例（昭和39年小田原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

郷土文化館の観覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

第5条第2項中「前項」を「前2項」に、「観覧時間等」を「観覧時間及び使用時間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表に掲げる施設（以下「供用施設」という。）の使用時間は、午前9時から午後4時までとする。

第8条の見出し中「会議室等」を「供用施設」に改め、同条第1項中「別表に掲げる施設（以下「会議室等」という。）」を「供用施設」に改め、同条第2項中「会議室等」を「供用施設」に改める。

第9条（見出しを含む。）、第10条第1項、第11条、第13条、第14条、第15条第1項及び第16条中「会議室等」を「供用施設」に改める。

別表中「第8条」を「第5条」に改め、同表の1を削り、同表の2を同表の1とし、同表の3を同表の2とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

施設の老朽化に鑑み、郷土文化館の本館の会議室を廃止することに伴い、その使用に係る規定を削除するため改正する。

[内 容]

1 郷土文化館の本館の会議室の使用に係る規定の削除（第5条及び別表関係）

郷土文化館の本館の会議室の使用時間及び使用料に係る規定を削除することとする。

2 その他

1に伴う規定の整備を行うこととする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市郷土文化館条例（昭和39年小田原市条例第19号）（抄）

改 正 後	改 正 前
(観覧時間等) <u>第5条 郷土文化館の観覧時間は、午前9時から午後5時までとする。</u>	(観覧時間等) <u>第5条 郷土文化館の観覧時間及び使用時間</u> (次項において「観覧時間等」という。)は、次のとおりとする。 (1) <u>観覧時間 午前9時から午後5時まで</u> (2) <u>使用時間 次に掲げる時間</u> ア <u>本館 午前9時から午後9時30分まで</u> イ <u>松永記念館及び松永記念館老樺荘 午前9時から午後4時まで</u>
<u>2 別表に掲げる施設（以下「供用施設」という。）の使用時間は、午前9時から午後4時までとする。</u>	<u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、観覧時間及び使用時間を変更することができる。</u>
(供用施設の使用許可) <u>第8条 供用施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならぬ。</u>	(会議室等の使用許可) <u>第8条 別表に掲げる施設（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u>
<u>2 教育委員会は、供用施設の使用を許可するに当たり、管理上必要な条件を付するものとする。</u>	<u>2 教育委員会は、会議室等の使用を許可するに当たり、管理上必要な条件を付するものとする。</u>
(供用施設の使用制限) <u>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、供用施設の使用を許可しな</u>	(会議室等の使用制限) <u>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議室等の使用を許可しな</u>

い。

(1)～(4) (略)

(使用料)

第10条 供用施設を使用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 (略)

(使用料の減免)

第11条 公用又は公益事業のため供用施設を使用するとき又は市長が相当の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた使用目的以外に供用施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(特別の設備)

第14条 使用者が供用施設に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は供用施設の使用を中止させることができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(原状回復)

第16条 使用者は、供用施設の使用を終わつ

い。

(1)～(4) (略)

(使用料)

第10条 会議室等を使用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 (略)

(使用料の減免)

第11条 公用又は公益事業のため会議室等を使用するとき又は市長が相当の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた使用目的以外に会議室等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(特別の設備)

第14条 使用者が会議室等に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は会議室等の使用を中止させることができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(原状回復)

第16条 使用者は、会議室等の使用を終わつ

たときは、直ちに原状に復さなければならぬ。ただし、特に教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

別表 (第5条、第10条関係)

1 松永記念館

(略)

2 松永記念館老樺荘 きよ

(略)

たときは、直ちに原状に復さなければならぬ。ただし、特に教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

別表 (第8条、第10条関係)

1 本館

区分	午前 9時 ～正 午	午後 1時 ～午 後5 時	午後 6時 ～午 後9 時30 分	午前 9時 ～午 後5 時	午後 1時 ～午 後9 時30 分	午前 9時 ～午 後9 時30 分
会 議 室				500 円	700 円	700 円

2 松永記念館

(略)

3 松永記念館老樺荘 きよ

(略)

議案第 4 号

教育財産の取得の申出について（追認）（学校給食センター）

次のとおり教育財産の取得の申出について追認を得たいので、議決を求める。

令和 7 年 1 月 29 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

- 1 取得する財産の名称 小田原市学校給食センター
- 2 取得する財産の所在地 小田原市成田 1, 111 番地の 2
- 3 取得する財産の内訳
 - (1) 土地 小田原市成田 1, 111 番地の 2
(地目：水道用地、地積：4,000.95 平方メートル)
 - (2) 建物 学校給食調理場
(構造：鉄骨造、面積：2,291.09 平方メートル)
- 4 取得の時期
 - (1) 土地 令和 4 年 11 月 30 日
 - (2) 建物 令和 6 年 11 月 13 日
- 5 申出の相手方 小田原市長

教育財産の取得の申出について

1 概 要

小田原市学校給食センターの移転整備に伴い、新たな土地及び建物を教育財産として取得することについて市長に申し出るもの。

2 内 容

(1) 名 称 小田原市学校給食センター

(2) 所在地 小田原市成田 1,111 番地の 2

(3) 取得する財産の内訳

土地 小田原市成田 1,111 番地の 2 (地目: 水道用地、地積: 4,000.95 m²)

建物 学校給食調理場 (構造: 鉄骨造、面積: 2,291.09 m²)

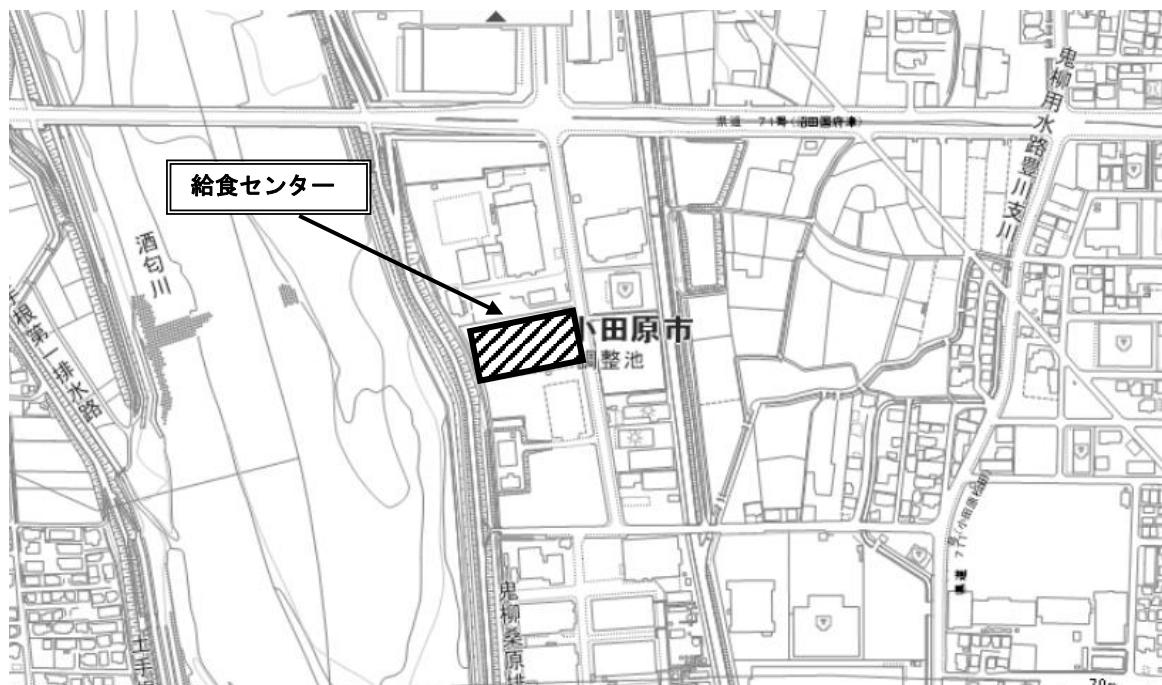
(4) 申出の相手方 小田原市長

(5) 教育財産としての取得の時期

土地 令和4年(2022年)11月30日

建物 令和6年(2024年)11月13日

(6) 位置図



議案第 5 号

市議会定例会提出議案（小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例）に同意することについて

市議会定例会提出議案（小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例）について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和 7 年 1 月 29 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下正祐

小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

小田原市学校給食共同調理場設置条例（昭和57年小田原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「小田原市飯泉1, 248番地」を「小田原市成田1, 111番地の2」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市学校給食センターの移転整備に伴い、当該施設の位置を変更するため改正する。

[内 容]

小田原市学校給食センターの位置を次のように変更することとする。（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
小田原市成田1, 111番地の2	小田原市飯泉1, 248番地

[適 用]

令和7年4月1日

小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市学校給食共同調理場設置条例（昭和57年小田原市条例第38号）（抄）

改 正 後	改 正 前
(設置、名称及び位置) 第2条 (略) 2 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 小田原市学校給食センター <u>小田原市成田1, 111番地の2</u> (2)～(4) (略)	(設置、名称及び位置) 第2条 (略) 2 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 小田原市学校給食センター <u>小田原市飯泉1, 248番地</u> (2)～(4) (略)

資料2

下中幼稚園及び前羽幼稚園の廃止について

1 目的

令和8年4月に橘地域に幼保一体の認定こども園が設置されることに伴い、下中幼稚園及び現在休園している前羽幼稚園を廃止する。

2 施設概要

名 称	住 所	備 考
下中幼稚園	小田原市小船 178 番地	小田原市立下中小学校内
前羽幼稚園	小田原市前川 510 番地	鉄骨造 2階建

3 廃止に係る経緯

- ・令和4年3月 前羽幼稚園休園
- ・令和4年12月 橘地域認定こども園整備基本計画策定
- ・令和6年9月 下中幼稚園を下中小学校内に移設
- ・令和6年10月 下中幼稚園旧園舎解体開始

4 スケジュール

- ・令和7年度中 下中幼稚園旧園舎解体完了
- ・令和7年6月 認定こども園の設置に関する条例を市議会6月定例会に上程
- ・令和7年10月 認定こども園園児募集
- ・令和8年2月 認定こども園新築工事完了
- ・令和8年4月 認定こども園開園予定

5 小田原市立学校条例の一部改正について

下中幼稚園及び前羽幼稚園について定めている小田原市立学校条例の一部を改正するため、パブリックコメント（市民意見公募）を令和7年3月14日（金）から、4月14日（月）までの期間実施する。

6 その他

認定こども園については、保育部のほか幼稚部を設置しており、公立幼稚園の児童教育・保育ニーズに対応する。

前羽幼稚園廃止後の利活用については現在検討中。